

# 2015年4月1日より、 京都市客引き行為等の禁止等 に関する条例が施行されました！

この条例が施行されることに伴って、次の行為が禁止されます。

①道路などの公共の場所で、不特定多数の中から相手を特定して、客となるように誘う客引き行為。



②



①

②公共の場所において、「スカウト行為」をして、特定の者に役務へ従事するよう誘う勧誘行為。

③客引き行為や勧誘行為をする目的で、公共の場所で相手方となるべき者を待つ

客待ち行為・勧誘待ち行為。



②



③

**2015年9月1日より、**  
**禁止区域では**  
**条例違反による過料の徴収**  
**が始まります！**

製作

河原町商店街振興組合

河原町蛸薬師商店街振興組合

三条小橋商店街振興組合

三条名店街商店街振興組合